

平成28年12月1日
平成28年12月1日

平成28年第9回
南部町議会臨時会

会 議 録

南部町告示第97号

平成28年第9回南部町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成28年11月18日

南部町長 陶 山 清 孝

記

1. 期 日 平成28年12月1日

2. 場 所 南部町議会議場

3. 付議案件

議案第89号 南部町職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第90号 平成28年度南部町一般会計補正予算（第3号）

議案第91号 南部町教育委員会教育長の任命について

議案第92号 南部町教育委員会委員の任命について

○開会日に応招した議員

加 藤 学君

荊 尾 芳 之君

滝 山 克 己君

長 束 博 信君

白 川 立 真君

三 鴨 義 文君

仲 田 司 朗君

板 井 隆君

景 山 浩君

細 田 元 教君

井 田 章 雄君

亀 尾 共 三君

真 壁 容 子君

秦 伊知郎君

○応招しなかった議員

な し

平成28年 第9回(臨時)南部町議会会議録(第1日)

平成28年12月1日(木曜日)

議事日程(第1号)

平成28年12月1日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 議事日程の宣告
 - 日程第4 議案第89号 南部町職員の給与に関する条例の一部改正について
 - 日程第5 議案第90号 平成28年度南部町一般会計補正予算(第3号)
 - 日程第6 議案第91号 南部町教育委員会教育長の任命について
 - 日程第7 議案第92号 南部町教育委員会委員の任命について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 議事日程の宣告
 - 日程第4 議案第89号 南部町職員の給与に関する条例の一部改正について
 - 日程第5 議案第90号 平成28年度南部町一般会計補正予算(第3号)
 - 日程第6 議案第91号 南部町教育委員会教育長の任命について
 - 日程第7 議案第92号 南部町教育委員会委員の任命について
-

出席議員(14名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 加藤 学君 | 2番 荊尾 芳之君 |
| 3番 滝山 克己君 | 4番 長束 博信君 |
| 5番 白川 立真君 | 6番 三嶋 義文君 |
| 7番 仲田 司朗君 | 8番 板井 隆君 |
| 9番 景山 浩君 | 10番 細田 元教君 |
| 11番 井田 章雄君 | 12番 亀尾 共三君 |

13番 真 壁 容 子 君

14番 秦

伊知郎君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ----- 岩 田 典 弘 君 書記 ----- 杉 谷 元 宏 君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ----- 陶 山 清 孝 君 副町長 ----- 松 田 繁 君
教育長 ----- 永 江 多 輝 夫 君 総務課長 ----- 唯 清 視 君
教育次長 ----- 板 持 照 明 君

午前１０時００分開会

○議長（秦 伊知郎君） 定刻になりましたので、開会いたします。改めまして、皆さんおはようございます。これより会議を開きます。

ただいまの出席議員数は１４名です。地方自治法第１１３条の規定による定足数に達しておりますので、平成２８年第９回南部町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（秦 伊知郎君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、次の２人を指名いたします。

４番、長束博信君、５番、白川立真君。

日程第２ 会期の決定

○議長（秦 伊知郎君） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日１日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、1日間と決定いたしました。

日程第3 議事日程の宣告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第4 議案第89号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第4、議案第89号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、松田繁君。

○副町長（松田 繁君） 副町長でございます。議案第89号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

次のとおり南部町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

このたびは、本年の人事院勧告の内容に準じて職員の給与を改定するものでございまして、給料表を国に合わせて改定し、勤勉手当の支給率を年0.1カ月引き上げるとともに、扶養手当について配偶者に係る手当の額を他の扶養親族と同額とし、子に係る手当額を引き上げるなどの改正を行うものでございます。

条例の内容でございますが、まず、第1条の改正内容といたしまして、勤勉手当の支給率を再任用以外の職員については100分の80であったものを100分の90へ、再任用職員は100分の37.5であったものを100分の42.5へ改定、また、職員の給料月額をこの別表第1のとおり改定をするものでございます。

次に、第2条の改正内容でございますが、第1条において改正する勤勉手当の支給率を再任用以外の職員は100分の90から100分の85へ、再任用職員は100分の42.5から100分の40へ改定することと、あと扶養手当の支給額について配偶者は1万3,000円から6,500円へ、子については6,500円から1万円とし、配偶者がいない場合の加算については廃止をするものでございます。

この条例の施行日は、第1条については公布の日に施行、第2条については平成29年4月1

日としております。

また、第1条のうち別表第1の改正規定につきましては、平成28年4月1日から適用するということとしております。つまり、給料表の改定につきましては、ことしの4月1日から適用、勤勉手当につきましては、ことしについては12月に現行よりも0.1カ月引き上げ、それから来年からは6月と12月にそれぞれ現行より0.05カ月引き上げるものでございます。

それから、扶養手当の改正につきましては附則の規定によりまして、平成29年度は経過措置により段階的に実施をしまして、改正の内容が適用されるのは平成30年度からということになります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 提案に対して質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回、臨時議会に出された職員の給与改定について、2点質問いたします。先ほど全員協議会の中で、総務課長のほうから町職員の給与に関する条例でどれぐらいの率が上がるとか、そういうことはお聞きしてきました。

まず、ここで聞きたいのは、町としてどのような考え方を持っているかとして、一つには今回、勤勉手当と給料表が改定されるということについては理解するんですけども、扶養手当の中で要は妻の、いわゆる配偶者の手当をだんだん減らしていったって、子供をふやしていくということになるわけですね。総額とすればそんなにそこをふやしていくということにならないと思うんですけども、この考え方について町としてはどういうふうに考えているかという点ですね。全協等でお聞きしてきたのは、やはり少子化の中で子供を大事にするということだと思うんですけども、そのことと引きかえに配偶者を減らしていくという必要あるのかというのが素朴な疑問なんです。その点についてどう考えているかというのが1点。

それと、もう1点は、職員の給与を改定し、民間との差をなくしていくということについて考え方は賛成です。例えば南部町の現場、全国的にもそうですけど見た場合には、この人事院勧告を受けて給与が上がっていくというのは、正職員に限られていることになるわけですね。町とすれば現在の職員が百十何名、そのほか非正規として非常勤の一般職として六十数名の方々が正職員と同じような時間で働いているわけですね。この方々についての人事院勧告の反映ということはどういうふうに考えているか、この2点についてお伺いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、唯清視君。

○総務課長（唯 清視君） 総務課長です。まず最初の御質問の件なんですけど、先ほど述べられましたように、やはり国のほうが子供のほうに手厚くしたいという考えですし、それから配

偶者を減らすというのは、民間のほうが今現在、どうも配偶者手当を廃止するとか、あるいは減額の方に動いておりますので、やはり人勧の考え方はそうっております。それから、まずこの人勧は現実的に民間との差額をなくすという方向になっておりますので、やはりその考え方で改正が必要じゃないかと思っております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。2点、真壁議員から御質問いただきましたけれども、1点目につきましては私もそのように認識しています。一般的な企業の流れが扶養者への、奥様への手当から子供への支給に流れが変わっていると、そういう大きな流れがあったことに對して国も国家公務員に対しての人事院勧告だというぐあいに私も聞いております。

2点目の非常勤職員の給与の水準をどうするのかということでございますけれども、労働人口が減少する中で賃金は必ず上がっていく傾向にあると思っております。ただ、上がることによる行政の限られた原資の中で、それが今後持続的にやれるかどうかということもありますので、その水準につきましては今後検討していきたいと思っております。できれば、人事院勧告で一定規模のこうやって賃金が上がっていく中で、非常勤職員といえどもその影響を受けないということはない、上げざるを得ないだろうとは思ってはいますが、その規模や、それから今後の全体像につきましてはもう少し猶予をいただきまして、検討の必要があるだろうと思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 2点目の非常勤に対しての考え方については、町長の考え方がわかりました。

配偶者の手当についてですけど、本当に町に出てくる条例とかもやっぱり国の施策をうんと反映しているなというのがよくわかるんですね。今回、いわゆる奥さんが働く賃金も税対策でもっと上げて認めようじゃないかというようなことあるんですけども、特に南部町で見れば、民間が配偶者の手当をなくしていくというのはわかるんですけども、南部町で見た場合、配偶者の手当を減らしていくということは、現実、家庭で見た所得減になるのは間違いないんですよ。そういう点から見たら、やはり地域間格差の問題もあるし、私は声としてやっぱり上げていくべきであって、子供の手当を多くするから配偶者を減らすということにはならないんじゃないかということをしつかりと声を上げてほしいなと、町のことも検討してほしいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。これはいついつにやりますということにならんと思いますが、そういう意見が出たということで、ぜひ御検討いただきたいという点です。

○議長（秦 伊知郎君） 答弁よろしいですか。

○議員（13番 真壁 容子君） はい。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第89号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

議案第89号は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第5 議案第90号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第5、議案第90号、平成28年度南部町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

総務課長、唯清視君。

○総務課長（唯 清視君） 総務課長です。

議案第90号

平成28年度南部町一般会計補正予算（第3号）

平成28年度南部町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、
「第1表 歳出予算補正」による。

平成28年12月 1日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

平成28年12月 1日

決 南部町議会議長 秦 伊 知 郎

3 ページをお開きください。第 1 表、歳出予算補正であります。今回は歳入のほうの補正はありませんので、歳出の中で変わっております。ごらんいただきますように、補正額の合計はゼロになっておりまして、各款の中で動いております。

4 ページをお開きください。先ほど御審議いただきました議案第 89 号ありましたが、給与に関する条例の一部改正に伴うものであります。この 4 ページ以降の中で三角の分があります。第 2 款につきましては職員が退職した関係、特に第 2 款総務費、徴税費、税務総務費の中で減額がありますが、これは育児休暇等によるものであります。以下、同じようになっています。

予算書の 12 ページをお開きください。給与費明細をつけております。こちらの中で一番上にあります給与改定に伴う増減分 74 万 2,000 円ですが、これが先ほどの給与条例の改正により増額の額であります。その下の 3、その他の増減分 200 万 3,000 円の減額は、職員 1 人退職によるものであります。それから、次の 264 万 9,000 円の減額によりまして、これは育休、あるいは部分休等によるものであります。

職員手当につきましては、1 番の制度改正に伴う増減分 375 万 3,000 円、これが先ほどの勤勉手当率の改正によるものでありまして、その下のその他とありますのが退職とか、あるいは扶養手当、通勤手当の異動がありましたものの減額であります。以上であります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 提案に対して質疑はありませんか。

13 番、真壁容子君。

○議員（13 番 真壁 容子君） 先ほどの給与改定に伴う補正予算が出てきました。その中で、先ほど説明して下さった 12 ページを見て、説明もあったのですが、この中の今回の補正予算は、その給与改定の増とともに職員 1 人減による減額分が出ているわけです。そのことについてお聞きするのですが、南部町が定めている定数条例から見て、今回補正前が 118 人で、補正後が 117 人の職員数になっているわけですね。南部町が示している定数条例は、町長の事務局の職員だけでも 129 人、あと議会の職員 20 人、教育委員会 30 人、農業委員会 2 人とすれば結構な人数になるわけですね。

お聞きしておきたいのは、この町が定めている定数条例から見て、現在の職員はただでさえ低いところが 1 名減になった。この中で、これまで委員会の聞き取りをしていますが、正規職員の減による仕事がなかなかハードになっている面とか、明らかに足りないのではないかとということが私たちも実感として感じているのですが、この定数条例から見てこの数字はどうなのかという点を 1 つお聞きしたいのと、もう一つは、そうはいっても減になることによって、今回、総務

課だというふうにお聞きしましたが、そのこの仕事についてこのものの受けとめ方では、そのこと
によって1人減によることによる人員配置や、仕事の割り振りはどうなったかということわから
ないわけですね。その点について説明いただきたい。でなければ、このままの体制でいくという
ことになれば仕事回りがふえてくるのかということですよ。どういうふうフォローしていく
のかという点についてお聞かせください。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、唯清視君。

○総務課長（唯 清視君） 総務課長です。先ほどの真壁議員が述べられましたように、確
かに職員定数条例からはかなり減っております。ただ、この中で一生懸命職員が頑張って今、職
務をこなしている状態ということをお伝えしようと思います。以上です。（発言する者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、唯清視君。

○総務課長（唯 清視君） 総務課長です。課の割り振りなのですが、総務課の中の職員の職
務分担があるんですが、それを各人で分担しながら職務を遂行しております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 総務課長がおっしゃった定数条例はそうになって少ないけれども、
職員は鋭意努力して頑張っているということになれば、それで今回も1人減ってもそれを何と
かカバーしながらやっていけるということになったら、職員は少なくともできるということに
なりますよね。何のために定数条例、定めているのかということと、町長にお聞きしたいのは、
定数条例から見て圧倒的に正規職員が少ないという現状についてどう考えているか、是正が必
要なのかどうか、それをどう考えているかということについてお伺いします。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。定数条例の考え方を申し上げます。定数条例は、
私の記憶では合併以来、定数条例というものに対しての変動、変更してなかったというぐあい
に思っています。したがって、定数というものについて条例が、幾らの人数があれば行政
が回っていくのかというものを定数条例が反映してない状況にあると思います。できるだけ早
い時期にこの定数条例について現状も踏まえながら、さらには将来の人員配置等も踏まえなが
ら定数条例を変更をかけるということに着手をしたいと思っています。

もう1点、現状でございますけれども、公務員の採用試験に応募していただく方が急激に減っ
ています。民間の雇用情勢の非常に進展も含めて、公務員のなり手はないという時代にいよいよ
なってきました。そういう面からも、ぜひとも南部町内で優秀な人材を、この育った田舎に
帰って働いてもらう、南部町の力になってもらう、そういう体制づくりというんですか、魅力づ

くりというものをやはりつくっていかなくちゃいけないじゃないかなと、この両面で考えているところでございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 補正予算の数字が出てきているのでお伺いするのですが、町長のお考えは、今、町が持っている定数条例は現状に即していない。合併以降、直していないから、それが定数を直したいという考え方わかったんですけども、そしたら、現段階で条例というのは生きているわけですね。とすれば、現段階でどれだけの不備が、現状の数字に変えていくということなんでしょうか。これは平成16年の10月に出ているわけですよ。平成16年10月に合併した段階では、会見・西伯の町職員は130人いうもんじゃなかったんです。もっと多かったんですね。そのときに、その当時として合併した町でも適正な数字をここに出しているというふうに私は認識しているわけですね。他町と比べてもこの定数条例がそう多くは……。ちょっと多いかな。石見とそんなに変わらないと思うんですけども、そう多いとは思わないわけですね。考え方として現状に合っていないから条例変えていくんだということになったら、私たちは何をもとにして判断して町となっていくかわからないので、とすれば、今の段階で定数条例をもし変えるとしたら、どこに持っていこうとしているわけですか。そこを聞きたいんですよ。総務課長は、少ないけれども頑張っていると言っているから、やはり町の執行部の責任者としては現状が多いと思っているのか、少ないと思っているのかって判断をお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。人員が多い、少ないということを一概に私は、これは一辺倒で言えないと思います。それは人口が増加する傾向の中で、今の人員配置をずっと続けて両町合わせたときに180人いた人員を、これから人口減少する社会の中で専従職員として住民の皆様は何人までだったらお許しいただけるのかということもあると思います。そのことを考えていった場合に、人口が減っていけばおのずと職員数も減らさざるを得ないと思っています。ただ、今の行政を運営していくためには大きな、人口がジェットコースターのように落ちるこの中で、これまでの積み残してきた行政スタイルというものを一気に変更させることもできないことはたくさんあります。そういう行政の広がったものに対する人員と、これからもっと縮小させていかなければ、いわゆる住民自治であったり、住民の皆さんと相談しながら、そこまで行政がしなくてもいいよ、そのかわり職員数はもう少し減らしてほしい、こういう議論もあるのかもしれない。こういうところを含めながら、もう一度、行政の職員または

行政の仕事とはどういうことなのかという変化をやはり考えていかなくちゃいけないではないかなと思っています。百三十数人の条例定数が多い、少ないではなくて、この変化の中でまだその条例が対応してなかったというぐあいに御理解いただきたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 13番……。4回目じゃないですか。

真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 文句ありますか。（笑声）ないね。

町長の考えていることわかりました。それまた後で聞きたいと思うんですけども、今回は総務課長も含めて、現場の委員会の聞き取りの中では、予算決算の説明資料の中にも継続性、それから専門性を考えた場合の非正規職員の配置等を考えて、現場での職員が減で大変だということがにじみ出ているわけなんですよね。そのことをどう考えるか。将来についてそれを住民と考えるんだというんですけど、現時点の仕事で今の職員では賄えずに非正規の方、六十数人を雇用しないとできないことについてどうお考えですか。圧倒で言っているのは、仕事が多過ぎて正職員が足りないんじゃないですかということを言っているわけなんですよ。現状をどうかと言っているんですね。将来にわたって減らそうと思っているというのを、住民の声を聞くってわかりましたが、現状どうなのかという点についてどうですか、町長。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。今、真壁議員が言われたそのことでございまして、将来のことに備えて人員体制は一定考えなければ、勤めている方の状況が変わりましたのでやめてくださいというわけにはならないわけです。ですから、ロングスパンで人員体制というのはどうするのかということは考えざるを得ない。そういうことでございまして、今、確かに総務課長が言いましたように、非常勤職員も使っています。さらに職員も若干の減少傾向にあります。職員を募集しても採用数がなかなか伸びないという、こういう背景もあります。こういう中で、職員を今後、例えば10年間の中でどういう配置計画を組むのかということはもう少し時間をかけながら、何人が適正で、さらに南部町の人口の動態や財政規模や、そういうものがどうなのかということをもう少し全体像をはっきりさせない限りは、安易にここが120人だ、130人だということは言えないということを申しております。よろしくお願いします。（「数が減っていくのが、現状をどう見るのかと聞いているんですよ」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 真壁議員、ルールを守っていただきますようによろしく願いいたします。（「ちゃんと回答、欲しいな」と呼ぶ者あり）

他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第90号、平成28年度南部町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

議案第90号は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第91号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第6、議案第91号、南部町教育委員会委員長の任命についてを議題とします。

ここで暫時休憩をとります。

午前10時26分休憩

午前10時26分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

訂正いたします。先ほど日程第6、議案第91号、南部町教育委員会教育委員長と言ったみたいですけど、教育長の任命についてでありますので、よろしくお願いいたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 続きまして、議案第91号を御説明いたします。南部町教育委員会教育長の任命について。

南部町教育委員会教育長として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所は、南部町宮前442番地。氏名、永江多輝夫。生年月日は昭和27年6月10日でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） これより質疑に入ります。提案に対して質疑ありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 前回、平成28年度の選挙が終了後の新たな体制から、教育委員会制度の変わった点を南部町でも適用するということで、今回選ぶ教育長については、これまで教育委員会の中では教育委員長ありましたよね。この教育委員長をなくして教育長が教育委員長のところも担っていくと、簡単に言えばですよ、ということになるのかなと思っているのですが、今回の制度、私たちは改正とは呼んでいないんですけども、制度が変わることによって新たな教育長の任務というのはどのようなものがふえてくるのか。

それと、どういうふうに具体的に行政の中では変わっていくのかという点について、ちょっと御説明いただけませんか。

○議長（秦 伊知郎君） 教育次長、板持照明君。

○教育次長（板持 照明君） 教育次長でございます。新しい教育委員会制度に今回の指名によりまして、新教育長ということでスタートをいたします。今までは議会の同意を得て教育委員会の中で、互選で教育長、教育委員長がそれぞれ決まっていたんですけども、今回から首長、町長のほうが直接、教育長を任命するという格好になります。

任務自体は今までも当然、教育委員会事務局のトップとして業務、指導していただいておりますので、新たに新しい教育長としてなられて仕事自体が変わるということはありません。今までどおりのただ教育委員会事務局のトップという、教育委員会の事務局の責任者という格好で、今までは教育委員会の責任者は教育委員長ということであったんですけども、教育長は新しいトップという格好でなると思います。なので、定例で今までやっています教育委員会も今までどおり、今までは教育委員長が招集をしておりましたけども、新たには教育長のほうが開催を指名をして、日にちを通知をして定例の教育委員会を開催をするという格好になります。

ただ、今までと多少変わってくるのは、今まで以上に教育行政についての報告等を教育委員会の中で詳しく説明をしていかなければならないというところは少し変わってくるんじゃないかなというふうには思っています。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 一番私たちが心配しているのは、これまでは教育長と教育委員長が別におられて教育委員会でいろんな意見が出て、教育委員会から今のやっている教育委員会の行政に対して教育長に意見を言っていくとか、そういうこともあったと思うんですよね。

ところが、今度は町長がいわゆるお決めになるというか、町長が提案してきて議会が今回も認めていくことになるのかと思いますが、そこが教育長もいわゆる教育委員会の委員長も兼ねてく

るということについて、例えば教育の客観性とか公平性というのはどこで判断することになるんでしょうかということなんです。

教育長は、今まで私たちが見たら、教育委員会部局をまとめるその長ににいるというのはよくわかるんですよ。執行していく側ですよ。教育委員会はその執行していることにも意見を言っていくという立場であったと思うんですけども、そこについては何ら変わらないということは言い切ることはできるんでしょうか。その辺での留意する点とは、現場ではどんなふうに考えているんですか。

○議長（秦 伊知郎君） 教育次長、板持照明君。

○教育次長（板持 照明君） 教育次長でございます。今回、町長のほうが指名をするというところで教育長のほうが決まってきますけども、教育委員会の中のやり方自体は今までどおりと変わりませんので、中立的な立場で教育委員会が開催をされるということになりますので、町長の、教育長のほうが直接部下になるとかそういうことではありませんので、きちっとした今までどおりの教育委員会というのは開催をしていくという、政治的な中立性は保たれるというふうには理解はしております。（「済みません、確認です」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 確認です。例えば今回制度が変わって、教育長と教育委員会の委員長も兼ねるということになりました。教育委員会は新たに選任します。選任している自体では自分たちが選ばれて教育委員会というこの委員になったけれども、自分たちの長を自分で決めることはできないと、こういう制度になったということですね。そういうことになりますよね。集まってきた委員が今回、次も新しい委員が選任されることになると思うんですけども、委員が入ってきても自分たちが入っている委員の長はもう決まっていると、そういう制度になるということですね。そこで、そういうことですよ。それがいわゆるその次言ったら民主的な運営ということになると思うんですけども、実際に聞いているんですね。実際はもう今度、新しく決めたりとかする教育委員の方々の長は決まっているということですねという確認。

○議長（秦 伊知郎君） 教育次長、板持照明君。

○教育次長（板持 照明君） 教育次長でございます。今までの教育委員長というポストはなくなりますので、教育委員が4名と教育長1名、それで教育委員会が回るということになりますので、最終的な責任は教育長にはあると思いますけども、教育委員会の議題、今までやってきた中身という部分ではそれぞれ委員さんが意見を言われる中で、教育長は独断で、じゃあ、こういう格好にということではないと思いますので、今後も。教育委員さんと教育長が連携をと

りながら教育行政を回していくという格好になると思います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 1点だけお聞きしたいと思います。この制度が変わって、今度は町長がこれを任命するようになったんですね。

今、次長の話をお聞きしましたら、教育委員会のいろんな事業の責任は、やっぱり教育長が責任を持つと。ならば、任命責任の町長との関連はどうなるか。一般質問でこれ言おうと思っただとこですけど、さわりだけでもいいですのでちょっと教えていただけます。要は、町長と教育長との関係は、今度はどのようになるの。町長部局と教育委員会部局といったらちょっと余り政治的な中立ということを言われて、そこが一番大事なところですけども、だけど任命責任というのが町長には今度は起きてまいりますね。このとこが、この辺の絡みが、ニュアンスのところがちょっとわからなくて、その辺のところ、要は両輪になってほしいんですけども、それができるかどうかということをお聞きしたい。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。新たな制度で任期3年の教育長を今回御提案していますけれども、私は、南部町の場合にはこれまでも町長と教育委員会の関係というのは相入れずに、教育の中に行政が無謀な介入をせずに、教育委員会は教育委員会の独自性を持って、戦後、民主主義や戦後の教育の一番の根幹となって進んできたそのスタイルを守りつつも、いい関係を続けたと思います。

ただ、現状の中で全国の中では皆さんも御存じの中で、余りにも閉鎖性であったり、学校の教育委員会の中で閉鎖性のためにいじめの問題が、情報が開示されなかった問題や、それから今、南部町の中では学校を大きく開放させています。こういう先進的な取り組みをしている分、南部町では当たり前のことが社会の中では当たり前でないということが今回の背景だろうと思っています。したがって、南部町にあっては今までと同じように、教育委員会の独立性は尊重しつつも、もし万が一のことがあったときには住民に成りかわりまして、町長がその中に情報の公開であったり、そういうことを申し上げていったりすることの関係が新たな関係だろうというぐあいに思っています。ですから、南部町にあっては大きな教育行政の中に公権力で中に首を突っ込むというようなことは全く考えておりません。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありませんか。

8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 8番、板井です。先ほど町長が言われた部分は、多分、総合教

育会議というものを設けて、町長、それから教育長とか教育委員になられると思うんですが、その総合教育会議というのはもう南部町としては立ち上がっているのかということと、その総合教育会議の中の町長、教育長の立ち位置というものはどういうふうな内容になっていくのか、ちょっとその点について説明をお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 教育次長、板持照明君。

○教育次長（板持 照明君） 教育次長でございます。総合教育会議をこのたびの改正で毎回、毎年行うというような格好になりましたけども、もう既に以前から教育委員さんと町長との意見交換の場というのは設けておりまして、毎年そういう開催をしながら教育についての意見交換をしておりますので、今年度は町長のほう、今回新しくかわられましたので、年明けの1月に総合教育会議のほうを開催をする予定にしております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑……。

8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 板井です。今まで教育の総合計画とか教育大綱とか、教育委員会としてつくっておられたんですけど、そういったものを今度は総合会議のほうであわせて町長などの意見も含めたものを取り入れて、そういったものも教育というものに対して取り組んでいくというふうに捉えておいてよろしいんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 教育次長、板持照明君。

○教育次長（板持 照明君） 教育次長でございます。教育大綱につきましては、首長が策定をということで決まっておりますけども、当然教育委員会と首長部局と連携をしながら新しい教育大綱、今、教育大綱にかわる、5年間の南部町の教育振興基本計画に教育大綱にかえて運用しているんですけども、これが29年度で終わりますので、平成30年度から新しい計画、教育大綱のほうを策定をしていく格好になりますので、あわせて連携をしながら新しい大綱策定に向けて準備を進めていきたいというふうに思っています。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第91号、南部町教育委員会教育長の任命についてを採決いたします。

議案第91号は、原案どおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 異議がありましたので、起立によって決したいと思います。

議案第91号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり同意されました。

ここで休憩をとります。

午前10時41分休憩

午前10時41分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

日程第7 議案第92号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第7、議案第92号、南部町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） それでは、議案第92号を御説明いたします。南部町教育委員会委員の任命について。

南部町教育委員会委員として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、南部町御内谷1205番地。氏名、瀬田啓道。生年月日、昭和50年3月29日でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） これより質疑に入ります。提案に対して質疑はありますか。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 初めて名前がわかったんですけども、プライバシーのこともあるかもしれませんが、簡単な略歴とかそういうものがもしできましたら、お教え願いたいんですが。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。瀬田啓道氏は、皆さん御存じの雲光寺の若住職で

ございます。お子様もおられますし、地域活動、PTA等に積極的に御参加なさっているという
ことを知っております。ぜひ御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 改めて教育委員会の委員が4名でしたっけ、今回1名を任命する
というんですけども、一体どうなって1名を選出するのかってよくわからんのですよ。一体
今までの、どなたがかわられるのかということとか、どなたがなっているのかわからない。そ
の辺の説明をしていただきたい。

それから、従来、教育委員会の構成として、教育の専門家であるとか、いわゆる保護者の立場
からのような方というんですけども、今回提案の方はいわゆるどういう分野を代表して教育委
員にということになったのかという点について教えてください。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、唯清視君。

○総務課長（唯 清視君） 総務課長です。この方ですが、地方教育行政の組織及び運営に関
する法律第4条第5項に規定されています委員の中で、「委員のうちに保護者である者が含ま
れるようにしなければならない。」という規定に基づいております。以上であります。（発言
する者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 教育次長、板持照明君。

○教育次長（板持 照明君） 教育次長でございます。今、教育委員長をしておられます細田葉
子さんの任期が12月7日までであります。細田さんが今回、勇退をされるというところでそ
の後任という格好になりますので、よろしくお願いします。（発言する者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 真壁議員、よろしいですか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） ごめんなさい、1名が今回引退すると、これは任期が来たから
ですか。

それと、あとの方の3名の任期と、ちょっと名前を教えてくださいませんか。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、唯清視君。

○総務課長（唯 清視君） 総務課長です。ほかの方の任期なのですが、29年12月22日
の方と、30年12月7日の方と、31年12月8日の方であります。以上です。（「名前」
と呼ぶ者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 名前もわかれば。

○総務課長（唯 清視君） 名前ですが、先ほどの順番に森岡紀子さん、井上憲司さん、板真

悟さんです。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありませんか。（「もう一回聞けるかな」「もういいが
ん」と呼ぶ者あり）

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほどの3名について教育委員会の構成って大体、決まってい
ますよね、どういうメンバーかって。先ほどの今回選任する方が、いわゆる保護者代表だとわ
かりました。あとの3名についてはどういうところから出てきているんですか。保護者から出
るというのは1名だけですか。あの方とは……。ちょっとそれを教えてください、どういうと
ころから出てきたのかと。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、唯清視君。

○総務課長（唯 清視君） 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定によりますと、
第4条の第5項で、「委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとと
もに、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならない。」という規定があ
りますので、こうなっております。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第92号、南部町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

議案第92号は、原案どおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 異議ありますか。（「はい」と呼ぶ者あり）異議ありとの発言があり
ましたので、起立によって決したいと思います。

議案第92号は、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり同意されました。

○議長（秦 伊知郎君） 以上をもちまして今期臨時会の会議に付議されました事件は全て議了

いたしました。

よって、第9回南部町議会臨時会を閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。これをもちまして平成28年第9回南部町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時48分閉会
